

耕畜連携国産飼料利用拡大対策事業 実施要領

別紙 1

耕畜連携国産飼料利用拡大対策事業の事業細目及び具体的な手続等について

実施要領第2の全酪連代表理事会長が別に定める各事業の細目及び具体的な手続等は、次のとおりとする。

第1 定義

本要領における用語については、次に定めるところによる。

- 1 耕畜連携協議会(以下「協議会」という。) 畜産農家等と耕種農家等のマッチングによる飼料の利用・供給を図るため、畜産農家等を支援する農協等、耕種農家等を支援する地域農業再生協議会等、畜産農家等、耕種農家等、飼料生産組織、都道府県、都道府県農業再生協議会等、全酪連、その他関係者が参画し設立する協議会であり、次に定める要件の全てを満たすものをいう。ただし、農協等、地域農業再生協議会等、畜産農家等及び耕種農家等は必須の参画者とする。
 - (1) 本事業において協議会の設立や運営の主体となる者は、原則として農協等とし、事務局を担う者は、本事業の趣旨に沿って適切に事務を行うことができるものとしていくこと。
 - (2) 協議会の設立、協議会内の連携、第3の1に規定する利用供給計画の策定等は、耕畜連携による飼料作物の利用供給を図るため、合理的な根拠に基づき行うこととし、所属する団体その他の理由により、特定の者に対して公平性を欠く取扱いをしていないこと。
 - (3) 利用供給計画の実現に向け、耕種農家等と畜産農家等との連携、耕種農家等に対する飼料作物生産に係る技術指導等の技術的なサポート体制を構築するよう努めること。
- 2 畜産農家 酪農経営にあつては、自らが生産した生乳を、原則として事業実施年度に年間を通して出荷実績がある農家をいう。肉用牛、養豚及び養鶏経営にあつては、原則として事業実施年度に家畜の出荷・販売実績がある農家をいう。
- 3 畜産農家組織 畜産農家が直接の構成員となっている法人又は集団であつて、次のいずれかの要件を満たしている組織をいう。
 - (1) 法人にあつては、次の①から③までのいずれかの組織であること。
 - ① 農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に定める農事組合法人をいう。以下同じ。)
 - ② 農事組合法人以外の農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。)
 - ③ 株式会社又は持分会社であつて、農業(畜産を含む。)を主たる事業として営むもの(新たに取り組む場合も含む。)。ただし、次のア又はイに該当するものは除く。
 - ア 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員数が300人を超えるもの
 - イ 総株主又は総出資者の議決権(株式会社にあつては、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式につ

いての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。)の2分の1以上がアに掲げるものの所有に属しているもの

(2) 集団にあつては、次の事項を内容とする規約を有するとともに、国産飼料の生産・利用等畜産経営の確立のために必要な作業の共同化を図り、これら共同化事項につき経理を一元化していること。

- ① 集団の目的、名称、住所、代表者及び構成員に関する事項
- ② 集団の運営及び構成員の役割に関する事項
- ③ 集団の会計処理に関する事項

4 畜産農家等 2又は3に該当する者をいう。

5 耕種農家 自らが生産した農産物を、原則として事業実施年度に出荷・販売実績がある農家をいう。

6 耕種農家組織 耕種農家が直接の構成員となっている法人又は集団であつて、次のいずれかの要件を満たす組織をいう。

(1) 法人にあつては、農地所有適格法人であること。

(2) 集団にあつては、次の事項を内容とする規約を有するとともに、農作物及び飼料の生産のために必要な作業の共同化(飼料生産組織への委託を含む。)を図り、これら共同化事項につき経理を一元化していること。

- ① 集団の目的、名称、住所、代表者及び構成員に関する事項
- ② 集団の運営及び構成員の役割に関する事項
- ③ 集団の会計処理に関する事項

7 耕種農家等 5又は6に該当する者をいう。

8 農協等 次の(1)から(6)までのいずれかに該当する組織とする。

- (1) 農業協同組合又は農業協同組合連合会
- (2) 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。)
- (3) 農事組合法人
- (4) 農事組合法人以外の農地所有適格法人
- (5) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であつて、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの

(6) 株式会社又は持分会社であつて、農業(畜産を含む。)を主たる事業として営むもの(新たに取り組む場合も含む。)。ただし、次の①又は②に該当するものは除く。

- ① 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員数が300人を超えるもの
- ② 総株主又は総出資者の議決権(株式会社にあつては、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。)の2分の1以上が①に掲げるものの所有に属しているもの

9 飼料生産組織 次の(1)から(7)までのいずれかに該当する飼料生産作業を行う者をいう。

- (1) 農業協同組合又は農業協同組合連合会
- (2) 公社

- (3) 農事組合法人
 - (4) 農事組合法人以外の農地所有適格法人
 - (5) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの
 - (6) 株式会社又は持分会社であって、農業(畜産を含む。)を主たる事業として営むもの(新たに取組む場合も含む。)。ただし、次の①又は②に該当するものは除く。
 - ① 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員数が300人を超えるもの
 - ② 総株主又は総出資者の議決権(株式会社にあつては、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。)の2分の1以上が①に掲げるものの所有に属しているもの
 - (7) 畜産農家組織又は耕種農家組織であって3戸以上からなる組織
- 10 事業参加者 第2の2の事業を実施する畜産農家等、耕種農家等及び飼料生産組織をいう。
- 11 地域農業再生協議会等 次の(1)から(3)までのいずれかを満たす者をいう。
- (1) 経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知)第2の2の(2)に規定する地域農業再生協議会
 - (2) 水稻以外の農産物を生産する耕種農家等を支援する都道府県内の一部を活動区域とする団体又は法人であつて次の①から③までのいずれかに該当するもの
 - ① 農業協同組合又は農業協同組合連合会
 - ② 事業協同組合又は事業協同組合連合会(ただし、定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。)
 - ③ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人(ただし、定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。)
 - (3) (2)の組織、耕種農家等及び地方公共団体等で組織されるもの
- 12 都道府県農業再生協議会等 次の(1)から(3)までのいずれかを満たす者をいう。
- (1) 経営所得安定対策等推進事業実施要綱第2の1の(2)に規定する都道府県農業再生協議会
 - (2) 水稻以外の農産物を生産する耕種農家等を支援する都道府県を活動区域とするものであつて次の①から③までのいずれかに該当するもの
 - ① 農業協同組合又は農業協同組合連合会
 - ② 事業協同組合又は事業協同組合連合会(ただし、定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。)
 - ③ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人(ただし、定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。)
 - (3) (2)の組織、耕種農家等及び地方公共団体等で組織されるもの

第2 事業内容

1 耕畜連携国産飼料利用拡大推進(地域推進型)

協議会は次に掲げる事業を実施するものとする。なお、協議会は必要に応じ、事業

の一部を他の農協等に委託することができるものとする。

- (1) 事業参加者に対する指導・助言
- (2) 第4の1の(3)及び第4の1の(5)に規定する現地確認等
- (3) 畜産農家等と耕種農家等のマッチング活動
- (4) 耕種農家等に対する飼料作物生産における技術指導
- (5) その他本事業の推進に必要な業務

2 耕畜連携国産飼料利用拡大

協議会に参画する畜産農家等が(1)の取組を行うとともに、飼料生産組織が(2)の取組を行うものとする。

(1) 国産飼料利用供給推進

協議会の参画者である畜産農家等が耕種農家等から飼料作物の供給を受け、当該畜産農家等が耕種農家等及び飼料生産組織に対して飼料分析・給与情報等を提供する取組

(2) 耕畜連携飼料生産組織取組拡大

飼料生産組織が(1)の取組における飼料作物の生産作業を行うのに必要な機械等の導入等及び(1)の取組と一体的に実施する耕畜連携による稲わらの収穫等の作業を行うのに必要な機械等の導入等

第3 事業の要件

1 利用供給計画

畜産農家等は、協議会参画者の長期(3年間)における利用供給計画(別紙1様式第1号)を作成するものとし、当該計画には次の(1)から(3)までの内容を含むものとする。

- (1) 協議会へ参画している畜産農家等と耕種農家等における年度ごとの飼料作物の利用・供給計画(3年間)
- (2) 協議会へ参画している畜産農家等の年度ごとのたい肥供給計画(3年間)
- (3) (2)のたい肥供給計画においては、有効利用されていないたい肥がある場合は、協議会が、本事業に参画する耕種農家等と畜産農家等との間で、その活用に向けたマッチング等を行い、3年間の計画期間中に肥料利用を拡大すること。

2 交付対象

(1) 第2の2の(1)の取組において、補助金の交付の対象となる飼料作物は、次の全ての要件を満たす飼料作物とする。

① 次のいずれかの飼料作物であること。

- ア 青刈りとうもろこし
- イ ソルゴー(スーダングラスを含む。)
- ウ 牧草(飼料用の麦類を含む。)
- エ 子実用とうもろこし

② 耕種農家等が次のいずれかの権利等を有する農地で自ら生産又は生産を委託した飼料作物とする。

- ア 耕種農家等が所有する農地
- イ 耕種農家等が利用権(農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的と

する権利をいう。以下同じ。)が設定された農地であり、次のいずれかの条件を満たすものをいう。

(ア) 農地法第3条に基づく農業委員会等の許可を受けた借入れ農用地

(イ) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)によって利用権が設定された借入れ農用地

(ウ) 河川敷等の公共地でその管理者から使用許可を得ている土地及び面積が明らかな借入地。また、許可を得ている者が市町村、農協、利用組合等の場合は、これらと事業参加申込者又はその家族等との間で、それぞれが利用する土地及び面積について、再契約が行われており、かつ、再契約の内容について、公的機関等(市町村等)が証明している借入地。

ウ その他貸借契約書に目的、受託面積及び貸借当事者が明記されている飼料作物の作付地として公的機関等の証明のあるもの

- ③ ①の飼料作物のうち、畜産農家等が耕種農家等から供給を受け、利用を拡大した国産の飼料作物とする。ただし、当該飼料作物は、利用を拡大した重量をその上限とする。
- ④ 畜産農家等に運搬され(到着していることを満たす。)、貯蔵された飼料作物とする。
- ⑤ 飼料作物の供給耕種農家等、補助金の交付の対象となる飼料作物の種類ごとに事業実施年度中に1回以上、当該飼料作物を供給した耕種農家等及び飼料生産組織に対し、飼料分析及び給与結果についての情報提供が行われたものとする。

3 優先採択

国内肥料資源利用拡大対策支援事業(国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金交付等要綱(令和4年12月21日付け4農産第3508号農林水産事務次官依命通知)別表に掲げる事業をいう。)に参加している畜産農家等が、協議会に加入している場合は、当該畜産農家等並びに当該畜産農家等と3年以上の利用供給契約を締結している耕種農家等及び当該契約に関連する飼料生産組織の取組を優先的に採択するものとする。

4 事業の実施基準

第2の2の(2)の事業については次の(1)から(8)までにより行うものとする。

- (1) 自己資金又は他の助成により現に実施し、又は既に終了している取組は、本事業の補助の対象外とする。
- (2) 補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、導入する機械等の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。なお、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」(昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知)及び「過大積算等の不当事態の防止について」(昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知)によるものとする。
- (3) 本事業により導入する機械等は、新品とする。
- (4) 既存機械等の代替として同種・同能力のものを再整備すること(いわゆる更新と見込まれる場合)は、本事業の補助の対象外とする。
- (5) 本事業により導入する機械等の能力及び規模は、協議会内で十分協議し、適切な能力及び規模のものを選定するものとする。

(6)機械を導入する場合は、(別紙1様式第2号)を参考に投資効率等を十分検討するものとし、当該農業機械の導入による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

(7)本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。

(8)第2の2の(2)において、機械等をリース方式で導入する場合は次により行うものとする。

① リース料助成金の額の計算方法

リースに係る助成金の額(以下「リース料助成額」という。)は、対象となる機械等ごとに、次に掲げる計算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額とする。なお、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業参加者が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

ア リース料助成額＝リース物件価格×(リース期間／法定耐用年数)×補助率

イ リース料助成額＝(リース物件価格－残存価格)×補助率

② リース事業者の決定

事業参加者は、交付決定後、リース事業者に機械等を納入する事業者を一般競争入札等により選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を複数のリース事業者の中から決定するものとする。

5 事業の成果目標及び目標年度

(1)成果目標は、事業開始年度から起算し3年目を目標年度とするものとする。

(2)第2の2の(1)の事業を実施する協議会は、協議会に参画する耕種農家等のたい肥需要量又は畜産農家等の有効利用されていないたい肥量の合計のいずれか少ない方の5割以上を活用する目標を設定するものとする。

(3)第2の2の(2)の事業を実施する飼料生産組織を支援する協議会は、事業参加者の耕畜連携による飼料作物の生産に係る作業の受託面積の合計が事業実施前に比べ10%以上向上する目標を設定するものとする。

6 その他交付に関する事項

(1)第2の2の取組を行う畜産農家等及び飼料生産組織については、「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」(令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知)で定めたチェックシートの取組内容について、自らがその生産活動の点検を行っていることを要するものとする。

(2)第2の2の(1)の取組を行う畜産農家等は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)第4条及び第5条による都道府県知事からの文書による指導及び助言並びに勧告を受けていないこと。それを受けている場合は、前年度までに改善措置を行っていること。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)若しくは悪臭防止法(昭和46年法律第91号)又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過していること。

(3)第2の2の取組を行う事業参加者は、事業への参加に係る確認事項に同意している

こと。

(4) 第2の2の(1)の取組を行う事業参加者は、第4の1の(3)及び(5)の規定により行う現地確認等をはじめ、本事業の実施に関し協力すること。

(5) 第2の2の(1)の取組を行う事業参加者は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく家畜共済その他の農業関係の保険への積極的な加入に努めること。

第4 事業の手続

1 耕畜連携国産飼料利用拡大のうち国産飼料利用供給推進の手続

(1) 事業参加申込み

① 本事業に参加しようとする畜産農家等及び耕種農家等は、事前に調整の上、予め飼料作物の利用供給に係る相手方が決まっている場合、又は②のマッチングにより飼料作物の利用供給に係る相手方が決まった場合は、第3の1に規定する利用供給計画(別紙1様式第1号)、事業参加申込書(別紙1様式第3号)及び事業参加に係る確認及び個人情報取扱いに関する同意書(別紙1様式第4号)を協議会に提出するものとする。

また、利用供給に係る相手方が決まっていない場合には、耕種農家等は飼料作物供給マッチング申請(別紙1様式第5号)を、畜産農家等は飼料利用マッチング申請(別紙1様式第6号)を、協議会に提出するものとする。

② 協議会は、マッチングリストを作成するとともに、予め協議会へ参画する畜産農家等及び耕種農家等の意向を確認した上で、飼料作物の利用供給の相手方が決まっていない場合はマッチングを行うとともに、県域を超えるマッチングが必要な場合は、全酪連にマッチングリストを送付するとともにマッチングの実施を依頼するものとする。なお、協議会は、自らのマッチング結果及び全酪連のマッチングの結果を畜産農家等及び耕種農家等へ通知するものとする。

③ ②のマッチング依頼を受けた全酪連は、全国段階のマッチングリストを作成するとともに、県域を超えるマッチングを行い、その結果を協議会に送付するものとする。

④ 畜産農家等及び耕種農家等が、①の利用供給計画を提出する場合、既に契約が締結されている場合は、当該畜産農家等と耕種農家等との利用供給契約の写しを添付するものとする。また、①の利用供給計画の提出時において、契約が締結されていない場合は、契約締結後速やかに協議会に写しを提出するものとする。

⑤ 協議会は、利用供給計画の内容を審査し、適当と認められる場合には、利用供給計画を取りまとめ、利用供給地域計画(別紙1様式第7号)を作成し、当該年度の8月10日までに全酪連に提出するものとする。

⑥ 全酪連は、協議会から提出された利用供給地域計画の内容を確認し、その内容が適当と認められる場合には、利用供給地域計画を取りまとめ、耕畜連携利用供給計画(飼料自給率向上総合緊急対策事業実施要領別紙1様式第8号)を作成し、畜産局長に提出するものとする。

⑦ 畜産局長は、全酪連の耕畜連携利用供給計画の内容及び事業要件に適合しているかについて審査し、その結果を全酪連に通知するものとする。

- ⑧ 全酪連は⑦の通知を受領した場合は、協議会に速やかに通知(別紙1様式第9号)するものとする。
- ⑨ 協議会は、⑧による通知を受領した場合は、当該通知の結果を畜産農家等に速やかに通知(別紙1様式第9-1号)するものとする。

(2) 変更の申出

- ① (1)の①の事業参加申込書を提出した者(以下「事業参加申込者」という。)は、事業参加申込者の変更、事業量の増加又は交付要件を満たせなくなった場合は、速やかに協議会に申し出るものとする。
- ② 協議会は、①の申出があった場合は、内容を確認し、速やかに全酪連に申し出るものとする。
- ③ 全酪連は、協議会から②の申出があった場合であって、耕畜連携利用供給計画について、次に定める重要な変更該当する場合には、速やかに畜産局長に報告するものとする。
 - ア 第2の2の(1)の国産飼料利用供給推進に係る事業費の増
 - イ 事業の新設、中止又は廃止
 - ウ 事業参加者の変更

(3) 現地事前確認等

- ① 協議会は、(1)の⑤の審査の結果、事業参加申込書が適当と認められた事業参加申込者に対して、要件に適合していることについて、別添2に定める方法により現地事前確認等を行うものとする。
- ② 協議会は、現地事前確認等について、必要に応じて市町村、都道府県等の協力を得て行うものとする。
- ③ 協議会は、現地事前確認等が終了した後、当該年度の1月20日までに当該事業参加申込者ごとの現地事前確認等結果(別紙1様式第10号)及び現地事前確認等結果総括表(別紙1様式第11号)を作成し、現地事前確認等結果総括表を全酪連に提出するものとする。また、協議会は、現地事前確認等の結果を事業参加申込者に通知するものとする。

なお、現地事前確認等の結果の事業参加申込者への通知後は、原則として1の(2)の変更の申出はできないものとする。

- ④ 協議会から利用供給地域計画の提出を受けた全酪連は、必要に応じて現地事前確認等を行うとともに、都道府県に、事業参加申込者の事業参加申込書の内容について、調整を行うものとする(別紙1様式第12号)。この場合、調整の申込みを受けた都道府県は、必要に応じて、現地事前確認等を行うことができるものとする。
 - ⑤ 全酪連から耕畜連携利用供給計画の提出を受けた畜産局長は、必要に応じて全酪連又は都道府県の協力を得て現地事前確認等を行うことができるものとし、現地事前確認等を行う場合は、当該耕畜連携利用供給計画に関係する協議会、畜産農家等、耕種農家等及び飼料生産組織に通知するものとする。
- (4) 交付等要領別紙の2に規定する交付申請書兼実績報告地域総括書の協議会から全酪連への提出は当該年度の1月15日まで、交付等要領別紙の3に規定する交付申請書兼実績報告総括書の全酪連から大臣への提出は当該年度の2月15日までに
行うものとする。

(5) 現地事後確認等

協議会及び全酪連は、交付決定後に、必要に応じて(3)と同様の手法で現地事後確認等を実施できるものとする。

協議会は、現地事後確認等が終了した場合は、当該事業参加者ごとの現地事後確認等結果(別紙1様式第10号に準ずる。)及び現地事後確認等結果総括表(別紙1様式第13号)を作成し、全酪連へ提出するものとする。全酪連は、協議会から提出のあった現地事後確認等結果総括表及び自ら現地事後確認等を実施した場合はその結果の現地事後確認等結果を現地事後確認等結果総括表(飼料自給率向上総合緊急対策事業実施要領別紙1様式第14号)に取りまとめ、畜産局長へ提出するものとする。

(6) 交付等要領別紙の7に規定する交付申請者死亡時における補助金の交付の承継に当たっては、第1の2の「年間」とあるのは、「交付申請者の存命の間」と読み替えるものとする。

2 1以外の事業実施の手続

(1) 飼料生産組織は、第2の2の(2)の事業を実施しようとする場合は、飼料生産組織取組拡大計画(別紙1様式第15号)を作成し、内容について協議会と調整を行うものとする。

(2) 協議会は、(1)の飼料生産組織取組拡大計画の内容の調整結果と自らが実施する事業推進活動を取りまとめ、国産飼料利用拡大推進(地域推進型)計画(別紙1様式第16号)を作成し、その内容について全酪連と調整を行うものとする。

(3) 全酪連は、(2)の国産飼料利用拡大推進(地域推進型)計画の内容について調整を行うものとし、その内容の調整結果と自らが実施する事業推進活動を取りまとめ、国産飼料利用拡大推進(全国推進型)計画(別紙1様式第17号)を作成し、畜産局長と調整の上、交付等要綱第7第1項に定める交付申請書に添付するものとする。

(4) 事業の着手

① 本要領第4の事業の着手については、機械の発注を含むものとする。

② 本要領第4の規定は、飼料生産組織及び協議会においても同様に適用することとし、第4第2項における交付決定前着手届について、飼料生産組織は協議会を経由して全酪連に提出するものとし、協議会は全酪連に提出するものとし、全酪連はこれらを取りまとめ、畜産局長に提出するものとする。

第5 事業達成状況の報告及び事業実施結果の評価

1 協議会は、事業実施年度から目標年度の前年度までの毎年の達成状況について、達成状況報告書(別紙1様式第18号)により、翌年度の7月15日までに全酪連代表理事会長に報告するものとする。

2 協議会は、成果目標の達成状況について、自ら評価し、目標年度の翌年度の8月15日までに事業評価報告書(別紙1様式第19号)を取りまとめ、全酪連代表理事会長に報告するものとする。

3 全酪連代表理事会長は事業評価報告書の内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断した場合、協議会に対し改善計画を提出させ、目標達成に向け必要な指導を行うものとする。また、全酪連代表理事会長は、1の規定にかかわらず、必要に応じて協議会の長に対し、随時実施状況についての報告を求めることができるものとする。また、

報告を受けた実施状況の内容について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出の請求や現地調査を実施できるものとする。その際、協議会の長は、全酪連代表理事会長の求めに応じて、調査に協力するものとする。

第6 補助金の交付対象及び補助率

補助金の交付対象及び補助率は別添1のとおりとする。

第7 機械等の管理運営等

- 1 本事業で導入した機械は常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その目的に即して効率的な運用を図り、適正に管理運営することとする。
- 2 本事業で導入した機械等については、事業目的の飼料生産作業への影響がない範囲で他の生産作業に活用することができるものとする。
- 3 本事業で導入した機械については、見える個所に事業実施年度、事業名、飼料生産組織名を記載等するものとする。
- 4 第2の2の(2)の事業を実施する飼料生産組織は、収入保険や保管中の収穫物が天災で被災した際に補償対応できる民間事業者の損害補償保険等に加入し、経営リスクを低減するよう努めるものとする。
- 5 第2の2の(2)の事業を実施する飼料生産組織は、本事業を活用しICT機械(スマート農業、GNSSガイダンスシステム、ほ場管理アプリケーション等)等を導入・利用する場合、そのシステムサービスの提供者とデータ等の保管について、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」(令和2年3月農林水産省策定)に準拠した契約を締結するものとする。
- 6 農機が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ(以下「農機データ」という。)について、飼料生産組織が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクター又はコンバインを導入する場合は、当該農機メーカーがAPI※を自社のwebサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を令和4年4月時点で整備している、又は令和4年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定することとする。なお、トラクター又はコンバインのメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、これにあたらない。
※ API(Application Programming Interface)とは、複数のアプリケーション等を接続(連携)するために必要な仕組みのこと。
- 7 第2の2の(2)の事業を実施する飼料生産組織は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第50条第1項に基づく飼料の製造業者の届出及び同条第2項に基づく飼料の販売業者の届出を行うものとする。

第8 申請書類等の保存期間

本事業の補助金の交付を受けた者は、本事業の参加申込み及び補助金の交付申請の基礎となった証拠書類並びに補助金の交付に関する証拠書類又は証拠物を、補助金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

第9 その他

この実施要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、必要に応じて農林水産省畜産局飼料課長が別に定めるものとする。

	ス (9)溝切機械の購入又はリース (10)簡易保管庫整備(注5) (11)家畜ふん尿の処理利用に係る運搬(注6)、散布、深耕施肥用機械の購入又はリース (12)自動操舵ガイダンスシステム、自動操舵装置等の購入、リース又はレンタル	
②保管場所の確保	保管庫の借上げ	1/2以内(ただし、飼料生産組織当たり100万円以内/年とする(助成対象期間は5月～3月)。)

注1:交付対象重量は、10kg未満を切り捨てとする。

注2:国産飼料利用供給推進の重量は搬入日、生産者、飼料の種類、飼料の形状ごとに1個以上重量を計量するものとするが、計量が困難な場合は地域普及指導機関等と相談の上、地域での平均重量から算出できるものとする。

注3:飼料運搬車は飼料運搬専用車に限る

注4:トラクターは、飼料生産に係る機械であってトラクターを動力とする機械と一体的に導入する場合に助成対象とする。

注5:簡易保管庫の整備は撤去・移動が可能な構造のものに限るものとする。

注6:家畜ふん尿の処理利用に係る運搬用機械は家畜ふん尿の運搬専用機械に限る。

注7:取組事項の欄の3の(1)の取組の助成は、1つの利用供給契約について300kgを下限とする。

別添2 現地確認等の実施手順

第1 事業参加者は、現地確認等に当たり別紙1の第3に規定する事業の要件に係る資料等を別紙1の第4の1の(3)及び(5)の現地確認等を実施する者(以下「現地確認等実施者」という。)に提供するものとする。

第2 現地確認等実施者は、次に掲げる規定に従い、事業参加者が別紙1の第3に規定する要件を満たしているか確認するものとする。

1 畜産農家等の確認

(1) 現地確認等実施者は、畜産農家等が事業要件を満たしているか次の内容を確認するものとする。

- ① 耕種農家等から供給された飼料作物の種類ごとの重量
- ② 補助金の交付の対象となる国産の飼料作物の増加量
- ③ 飼料成分の分析、給与状況の記帳状況の確認及び耕種農家等への供給情報の提供状況
- ④ 重量の確認方法

(2) (1)の確認は次により実施するものとする

- ① (1)の①の内容に関する確認は、納入伝票、飼料の種類、重量の測定結果を示す書面等の確認により行うものとする。
- ② (1)の②の内容に関する確認は、交付の対象となる飼料作物について、事業実施前年度の国産の飼料の利用量、事業実施年度の国産の飼料の利用量及び助成対象となる飼料の購入量を聞き取り又は購入伝票から確認の上、当該飼料作物の利用の増加量を算定するものとする。
- ③ (1)の③の内容に関する確認は、飼料の分析結果、給与野帳及び情報提供資料等により確認するものとする。
- ④ (1)の④の内容に関する確認は、耕種農家等、飼料の種類、梱包の大きさ等別に1個当たりの重量が同等と判断される飼料について1個以上の重量を測定するものとし、その測定結果を書面等により確認するものとする。

2 耕種農家等の確認

(1) 現地確認等実施者は、畜産農家等に供給された飼料が協議会に参画する耕種農家等が生産し、供給した飼料であることを確認するものとする。

(2) (1)の確認は、営農計画書(経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)第2の4の(1)に定める営農計画書をいう。)、現地栽培状況の写真等により確認するものとする。

(参考様式3)

飼料の給与情報

飼料の供給者名宛て

飼料の給与者名：

供給を受けた飼料の分析・給与結果について以下の通り情報提供します。

飼料の種類：

項目	推奨値	飼料の状況	備考(改善を望む点等)
水分			
TDN			
粗タンパク質			
NDF			
pH			
Vスコア			
カビの発生			
土・雑草の混入			
家畜の嗜好性			

※項目については、飼料の種類、分析した内容で見直しを行うこと

(参考様式4)

耕畜連携国産飼料利用拡大対策事業飼料供給・利用契約書

飼料供給者 (以下「甲」という)と飼料利用者 (以下「乙」という)とは、飼料の利用供給について、下記のとおり締結したのでその証としてこの契約書を2通作成し、記名の上、各自1通ずつ所持する。

1 飼料の種類、契約期間及び数量

契約期間	飼料の種類	数量
令和○年		
令和□年		
令和△年		

※2年目以降の数量は毎年度協議の上決定することとする。

2飼料の搬送先

3飼料の価格

4飼料の運搬料金

5料金の支払い方法及び時期

6その他:この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議により、定めるものとする。

令和○年○月○日

飼料供給者
住所
氏名

飼料利用者
住所
氏名